再 評 価 調 書 (案)

I 事業概要								
事業名	道路事業							
地区名	一般国道 155 号(春日井バイパス)							
事業箇所	こまき おおくさにし かすがい ふじがおか 小牧市大草西~春日井市不二ガ丘1 丁目							
事業のあ らまし	一般国道 155 号は、愛知県常滑市を起点とし、春日井市、一宮市を経て弥富市に至る延長約 145km の主要幹線道路である。本路線は、(都) 北尾張中央道として名古屋市を取り巻く主要都市や国道 1 9 号等の幹線道路を結ぶ環状機能を有し、生活・産業を支える重要な路線である。また、第 1 次緊急輸送道路として位置づけられ、防災上重要な路線でもある。 当該事業区間の現道は、主要渋滞箇所に位置付けられた春日井インター東交差点が存在するなど、慢性的に混雑しており、東名高速道路春日井 IC 等を利用する尾張北部地域の物流や産業活動に支障をきたしている状況である。 このため、「地域の活性化」「陸・海・空一体の国際競争力の強化」「地震・津波対策の推進」を主な目的として、地域における交通の円滑化と周辺の渋滞を緩和するとともに、高速道路等へのアクセス性の向上や大規模災害時等に円滑な救援・復旧活動を図るため、一般国道 155 号春日井バイパスの整備を行うものである。							
事業目標	【達成(主要)目標】 (1)地域の活性化(地域の主要渋滞箇所等の渋滞緩和) (2)陸・海・空一体の国際競争力の強化(高規格道路・地域高規格道路へのアクセス性向上) (3)地震・津波対策の推進(緊急輸送道路ネットワークの強化) 【副次目標】 -							
			事前評価時 (2018 年度)	再評価時 (2023 年度)	変動要因の分析			
	事業期間		2019年度~2033年度	2019年度~2033年度	変動なし			
	事業費(億円)		92. 0	92. 0	変動なし			
		工事費	27. 2	27. 2	変動なし			
計画変更 の推移	経費 内訳	用補費	60. 8	60. 8	変動なし			
♥グラ性代ダ		その他	4. 0	4. 0	変動なし			
	事業内容		バイパス整備 延長: 2.9km、 幅員: 23.25〜44.25m 暫定2車線(2/4)	バイパス整備 延長: 2.9km、 幅員: 23.25〜44.25m 暫定2車線(2/4)	変動なし			

1) 必 要 性 【事前評価時の状況】 の変化 ①人の交流を支え地域を活性化する基盤整備 ・当該事業区間の現道は、愛知県道路交通渋滞対策推進協議会において、複数の						
・当該事業区間の現道は、愛知県道路交通渋滞対策推進協議会において、複数の						
所を含む渋滞区間に指定されている。また、混雑時旅行速度も低下しており	、円滑な交通					
	所を含む渋滞区間に指定されている。また、混雑時旅行速度も低下しており、円滑な交通					
に支障をきたしている。	に支障をきたしている。					
上り: 20.9km/h (H22 センサス) ⇒13.9km/h (H27 センサス)						
下り:16.4km/h(H22 センサス)⇒10.1km/h(H27 センサス)						
②国際競争力を強化する基盤整備	②国際競争力を強化する基盤整備					
・当該事業区間の現道の交通量は、H22 センサスによると、13,112 台/日であり	・当該事業区間の現道の交通量は、H22 センサスによると、13,112 台/日であり、大型車混入					
率は 19%と高く、混雑度も 1.03 と渋滞しているため、当該事業区間の整備に	率は19%と高く、混雑度も1.03と渋滞しているため、当該事業区間の整備により高速道路					
へのアクセス性の向上が必要である。						
③地震・津波対策の強化						
・国道 155 号は、第一次緊急輸送道路に位置付けられており、広範な応急対策	活動に対応す					
①地域の活性化						
	所を含む渋滞区間に引き続き指定されている。また、混雑時旅行速度も 20km/h を下回って					
プログログログ						
の						
① 事業 所を含む渋滞区間に引き続き指定されている。また、混雑時旅行速度も 20km/おり、円滑な交通に支障をきたしている。 混雑時旅行速度(実測値) 上り:11.8km/h 下り:12.0km/h 性 ② 陸・海・空一体の国際競争力の強化 ・ 当該事業区間の現道の実測した交通量は、11,706 台/日であり、大型車混入3						
性 ②陸・海・空一体の国際競争力の強化						
変 ・ 当該事業区間の現道の実測した交通量は、11,706 台/日であり、大型車混入率	率は 21%と高					
1L く、混雑度も 1.02 と依然として渋滞しているため、当該事業区間の整備によ	り高速道路へ					
のアクセス性の向上が引き続き必要である。						
┃ ┃ ③地震・津波対策の推進	③地震・津波対策の推進					
┃	動に対応する					
	ため、災害時の避難・防災機能の強化を図る必要性は変わらない。					
	【亦動亜田の分析】					
	・周辺路線の交通量は依然として多く、旅行速度も低下しており、慢性的に渋滞が発生して					
いる。						
· · · · · · · · 高速道路へのアクセス性の強化の必要性は依然として高い。						
A:事業着手時に比べ必要性が増大している。						
B:事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。						
B C:事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。						
- -	は、「事業着手					
判定 時」を「前回評価時」に置き換えることができる。						
【理由】						
・主要渋滞箇所等の渋滞緩和、高規格道路へのアクセス強化、緊急輸送道路ネ	ットワークの					
強化など、必要性に大きな変化がないため。						

	判定	Α	日・元元シュのこれに	次のいずれかこれまで事業にこれまで事業に これまで事業にいまれる。 これまで事業がは にれまでの事がなこれまでの事が見込まれるが け画通りの完け	い(該当する項目に は順調である。今 要すれば、解決で が長期化していた く、ほぼ計画通り 業長期化により、 業長期化により、 が、一定の期間等 成が見込まれる。	こ「〇印」を付け 後は多少の阻害要 きる見通しがあり が、事業期間を延 の完成が見込まれ 事業期間を延長し を要すれば、解決	因が見込まれるものの、一 、ほぼ計画通りの完成が見 長したことにより、今後は					
		【理由】	1									
					2033 年度の整備							
	1) 貨幣価				月対効果)分析の第							
	値化可能な効	交通量推計に用いたデータの変更、費用便益分析マニュアルの改定										
	果(費用	 【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】										
	対効果		事前評価時 再評価時 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
	分析結		区分			(基準年:2023年)	備考					
	果)の変	# =	事	業費	62. 0	_						
	化	費用	維持	管理費	1. 6	_						
(3)		(億円) =	合計	(C)	63. 7	_						
事業			走行時間	間短縮便益	128. 2	_						
のか			走行経費	貴減少便益	18. 6							
黛		効果	交通事故減少便益		-9. 4	_						
③事業の効果の変化		(億円)	合計	(B)	137. 5	_						
16			(参考)	計画交通量	18, 400	17, 000						
		—	算定要因	(台/日)	·	,						
		費用対効果分析結果 (B/C) 2.2										
		※四捨五入により端数が合わない場合がある。										
				社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。 こおける費用対効果分析については、愛知県公共事業評価実施要領細則により、原								
			⁸ 、再計画にありる賃用対効米が何については、愛知県公共事業計画実施安禎福則により、原 則として、事前評価時(前回評価時)と比べ、その要因(費用等)が3割を超えて変化し									
		· · ·					ある場合に実施するものと					
		されており、今回評価では事業費に大きな変化がないので算定していない。										

2) 貨幣価 値化困 難な効 果の変

化

【事前評価時の状況】

- 果の変 ・「貨幣価値化困難な効果 評価基準表」に基づき評価した評価値は0.92である。

				貨幣価値化困難な効果 評価基準表			
達成目標(建設部方針)		評価 対象 の判断		評価項目	基礎点	得点	
	①地震・津波対策の強化			a) 広域的な防災機能の向上が期待できる	MAX3		
				■ 地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当する		3	
防		0		□ 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する	2]	
御 力				□ 緊急輸送道路へのアクセス強化に資する事業に該当する	1		
<u> </u>			슴計	合計		3	
	⑥国際競争力を強化する 基盤整備			□ a)物流の拠点となる空港・港湾(主要物流拠点)・モノづくり拠点への定時性の確保が期待できる			
	基盤登 哺	0		□ 主要物流拠点・モノづくり拠点へのアクセス道路の慢性的な混雑(混雑度1.25以上)を緩和する事業に該当する	3	2	
				■ 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス道路の混雑(混雑度1.0以上)を緩和する事業に該当する	2		
				□ 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス性の向上に資する道路事業に該当する	1		
				□ b) 広域交通性の向上が期待できる			
				■ 高速道路・地域高規格道路・自動車専用道路へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	3	3	
				□ 指定市、中核市、特例市へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	2		
成				□ 日常活動圏の中心都市へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	1		
長			슴計	l	6	5	
カ	⑦人の交流を支え地域を 活性化する基盤整備			a) 主要な渋滞箇所の渋滞の緩和が期待できる	MAX3		
	/ロは にする 公金 無 定 哺			■ 渋滞対策プログラムに位置付けられた事業、または「緊急に対策の検討が必要な踏切」に係る事業に 該当する	3	0	
	•	0		□ 環状道路の整備又は公共交通機関の利用促進(交通結節点・バス路線の渋滞緩和等)に資する事業 に該当する	2	3	
				□ 渋滞損失時間の県内上位区間(県平均値以上)の区間における渋滞緩和に資する事業に該当する	1		
			슴計		3	3	
総合計			12	11			
評価値					0.92		

※道路・街路事業の事業評価マニュアル

(平成28年7月 愛知県建設部都市整備課・道路維持課・道路建設課)

【再評価時の状況】

- ・貨幣価値化困難な効果として、物流の拠点となる生産拠点への定時性の確保、広域交通性 の向上、主要な渋滞箇所の渋滞の緩和、広域的な防災機能の向上などがある。
- ・「貨幣価値化困難な効果 評価基準表」に基づき評価した評価値は 0.92 である。

		評価	貨幣価値化困難な効果 評価基準表	貨幣価値化困難な効果 評価基準表			
	達成目標 (社会資本整備方針)		評価項目	基礎点	得点		
	①陸・海・空一体の		■ a) 物流の拠点となる空港・港湾(主要物流拠点)・生産拠点への定時性の確保が期待できる	MAX3			
	国際競争力の強化		□ 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス道路の慢性的な混雑(混雑度1.25以上)を緩和する事業に該当する	3	2		
			■ 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス道路の混雑(混雑度1.0以上)を緩和する事業に該当する	2			
			□ 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス性の向上に資する道路事業に該当する	1			
1		0	■ b) 広域交通性の向上が期待できる	MAX3	3		
'			■ 高規格幹線道路・地域高規格道路へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	3	3		
あ			□ 指定市、中核市、特例市へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	2	ľ		
いち			□ 日常活動圏の中心都市へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	1			
を			合計	6	5		
高め	②地域の活性化		■ a) 主要な渋滞箇所の渋滞の緩和・沿道環境の改善が期待できる				
る			■ 地域の主要渋滞箇所の渋滞緩和に資する事業、または踏切道改良促進法により指定された踏切の除却に係る 事業に該当する	3	3		
		0	□ 環状道路の整備又は公共交通機関の利用促進(交通結節点・バス路線の渋滞緩和等)に資する事業に該当す る	2	3		
			□ その他渋滞緩和に資する事業に該当する	1			
			合計	3	3		
2	③地震・津波対策の推進		■ a) 広域的な防災機能の向上が期待できる	MAX3			
			■ 地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当する	3	3		
守あるい		0	□ 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する	2	3		
ちを			□ 緊急輸送道路へのアクセス強化に資する事業に該当する	1			
を			合計	3	3		
総合計							
評価値					0.92		

※道路・街路事業の事業評価マニュアル

(令和4年3月 愛知県建設局道路維持課・道路建設課都市・交通局都市基盤部都市整備課) 【変動要因の分析】

・評価基準表により貨幣価値化困難な効果について検証した結果、評価値については 0.6 を 超えている。

	判定	A 【理由】	A:事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。 B:事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。 C:事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。		
			寺と変わらず事業効果の発現が期待できるため。		
Ш	対応方針(案)			
	## 中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。 機続:上記以外のもの。				
IV	Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容				
	■対象(事業完了後5年目) □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 -				
	【主な評価内容】				
・交通量(全車、大型車)、旅行速度、混雑度					
V	♥ 事業評価監視委員会の意見				
VI	対応方針				